

高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第14条 (省略)</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。</p> <p><u>附則 この要綱は、令和8年5月8日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第14条 (省略)</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。</p>

別表第1（第2条関係）（省略）

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)
3. 宿泊型学習支援(学校行事)	(省略)	(省略)
4. 宿泊型学習支援(学校行事以外)	(省略)	(省略)
5. 宿泊型学習利用促進(学校行事)	(省略)	(省略)
6. 木育指導員養成	(省略)	10分の10以内 ※ただし、賃金及び報償費は、1人1日当たり <u>9,700</u> 円を上限とする。
7. 学習プログラム等支援	(省略)	(省略)
8. 附帯事務費	(省略)	(省略)

別表第3（第3条関係）

事業区分	山の学習支援	山の一日先生派遣								
補助対象経費	(省略)	(省略)								
補助率	(省略)	(省略)								
補助金額の上限	<table border="1"> <tr> <td>対象児童又は生徒の数</td> <td>補助金額の上限</td> </tr> <tr> <td>40人未満</td> <td>22万円以内</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>※(省略) ※賃金及び報償費は、1人1日当たり<u>9,700</u>円を上限とする。</p>	対象児童又は生徒の数	補助金額の上限	40人未満	22万円以内	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>(省略)</p> <p>※賃金及び報償費は、1人1日当たり<u>9,700</u>円を上限とする。</p>
対象児童又は生徒の数	補助金額の上限									
40人未満	22万円以内									
(省略)	(省略)									
(省略)	(省略)									

(注1)(省略)

(注2)(省略)

別表第1（第2条関係）（省略）

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)
3. 宿泊型学習支援(学校行事)	(省略)	(省略)
4. 宿泊型学習支援(学校行事以外)	(省略)	(省略)
5. 宿泊型学習利用促進(学校行事)	(省略)	(省略)
6. 木育指導員養成	(省略)	10分の10以内 ※ただし、賃金及び報償費は、1人1日当たり <u>9,000</u> 円を上限とする。
7. 学習プログラム等支援	(省略)	(省略)
8. 附帯事務費	(省略)	(省略)

別表第3（第3条関係）

事業区分	山の学習支援	山の一日先生派遣								
補助対象経費	(省略)	(省略)								
補助率	(省略)	(省略)								
補助金額の上限	<table border="1"> <tr> <td>対象児童又は生徒の数</td> <td>補助金額の上限</td> </tr> <tr> <td>40人未満</td> <td>22万円以内</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>※(省略) ※賃金及び報償費は、1人1日当たり<u>9,000</u>円を上限とする。</p>	対象児童又は生徒の数	補助金額の上限	40人未満	22万円以内	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>(省略)</p> <p>※賃金及び報償費は、1人1日当たり<u>9,000</u>円を上限とする。</p>
対象児童又は生徒の数	補助金額の上限									
40人未満	22万円以内									
(省略)	(省略)									
(省略)	(省略)									

(注1)(省略)

(注2)(省略)

別表第4 (第3条関係)

事業区分	宿泊型学習支援 (学校行事)		宿泊型学習支援 (学校行事以外)		宿泊型学習利用促進 (学校行事)
補助対象経費	(省略)		(省略)		(省略)
補助率と補助金額の上限	定額		定額		3分の1 又は1人 当たり上 限額2,000 円を比較 し少ない 額以内
	学校数又は対象児童生徒の数	補助金額の上限	対象児童生徒の数	補助金額の上限	
	1校単独参加 (40人以下)	20万円以内	8人以上 20人以下	25万円 以内	
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
※賃金及び報償費は、1人1日当たり <u>9,700</u> 円を上限とする。		※賃金及び報償費は、1人1日当たり <u>9,700</u> 円を上限とする。			

(注1) (省略)  
(注2) (省略)  
(注3) (省略)

別表第5 (第3条関係) (省略)

別表第6 (第6条関係) (省略)

別記第1号様式 (第4条関係) (省略)

第1号様式別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5 (省略)

第2号様式 (第7条関係) (省略)

第2号様式別紙1、別紙2 (省略)

別表第4 (第3条関係)

事業区分	宿泊型学習支援 (学校行事)		宿泊型学習支援 (学校行事以外)		宿泊型学習利用促進 (学校行事)
補助対象経費	(省略)		(省略)		(省略)
補助率と補助金額の上限	定額		定額		3分の1 以内又は 1人当たり 上限額 2,000円 を比較し 少ない額
	学校数又は対象児童生徒の数	補助金額の上限	対象児童生徒の数	補助金額の上限	
	1校単独参加 (40人以下)	20万円以内	8人以上 20人以下	25万円 以内	
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
※賃金及び報償費は、1人1日当たり <u>9,000</u> 円を上限とする。		※賃金及び報償費は、1人1日当たり <u>9,000</u> 円を上限とする。			

(注1) (省略)  
(注2) (省略)  
(注3) (省略)

別表第5 (第3条関係) (省略)

別表第6 (第6条関係) (省略)

別記第1号様式 (第4条関係) (省略)

第1号様式別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5 (省略)

第2号様式 (第7条関係) (省略)

第2号様式別紙1、別紙2 (省略)

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日  
第 号

第 年 月 日  
第 号

高知県知事 様

高知県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者名

所在地  
補助事業者名  
代表者名

### 高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

### 高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

#### 記

#### 記

#### 関係書類

#### 関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分「1. 山の学習支援」については、別紙3（その1）及び別紙4  
事業区分「2. 山の一日先生派遣」については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6  
事業区分「3. 宿泊型学習支援（学校行事）」については、別紙3（その3）及び別紙4  
事業区分「4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）」については、別紙3（その2）及び別紙4  
事業区分「6. 木育指導員養成」については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠  
事業区分「7. 学習プログラム支援」については、別紙7、別紙8及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

(注) 事業区分の、山の学習支援については、別紙3（その1）及び別紙4  
事業区分の、山の一日先生派遣については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6  
事業区分の、宿泊型学習支援（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4  
事業区分の、宿泊型学習支援（学校行事以外）については、別紙3（その2）及び別紙4  
事業区分の、木育指導員養成については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠  
事業区分の、学習プログラム支援については、別紙7、別紙8及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式別紙1、別紙2、別紙3（その1）、別紙3（その2）、別紙3（その3）、  
別紙4、別紙5、別紙6、別紙7、別紙8（省略）

第4号様式（第8条関係）（省略）

第5号様式（第9条関係）（省略）

第3号様式別紙1、別紙2、別紙3（その1）、別紙3（その2）、別紙3（その3）、  
別紙4、別紙5、別紙6、別紙7、別紙8（省略）

第4号様式（第8条関係）（省略）

第5号様式（第9条関係）（省略）